

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付などの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認を実施する。

※ 祭礼、行事など各種イベントや110番通報などにより、交通の円滑と危険防止のため下記以外の場所で放置車両の確認を実施することがあります。

重点路線

路線（区間）	重点時間帯	令和2年中 取付件数
① 県道和歌山阪南線（県境～紀の川大橋北詰交差点）及びその周辺	7:00～22:00	7件
② 県道粉河加太線（ネオポリス入口交差点西方約400メートル～狐島交差点、及び次郎丸交差点～鳴滝交差点）及びその周辺	7:00～20:00	14件
③ 市道西脇山口線（西庄交差点～次郎丸交差点）及びその周辺	7:00～20:00	5件

重点地域

地域	重点時間帯	令和2年中 取付件数
A 県道和歌山阪南線延時交差点から半径1.5km 及びその周辺	6:00～翌2:00	38件
B 県営西脇グリーン団地周辺	9:00～22:00	10件
C 市立鳴滝小学校周辺	9:00～22:00	24件
D 県道粉河加太線大谷交差点から半径1.5km 及び周辺道路	7:00～22:00	36件
E 南海本線和歌山大学前駅周辺	9:00～22:00	13件